

ヤングケアラーについて

～子どもたちに関わるみなさんへ～

令和4年6月

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

ヤングケアラーとは…

(ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、)

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある
18歳未満の子ども

※「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家庭に代わり、扶いあうなどしての世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話を代りながらしている



目を離せない家庭の看守りや、高齢者などの看づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家庭を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を支えている



アルコール・薬物・キャンプなどの活動を抱える家庭に対応している



がん・麻痺・精神疾患など複数の病気のある家庭の看護をしている



障がいや病気のある家庭の身の回りの世話をしている



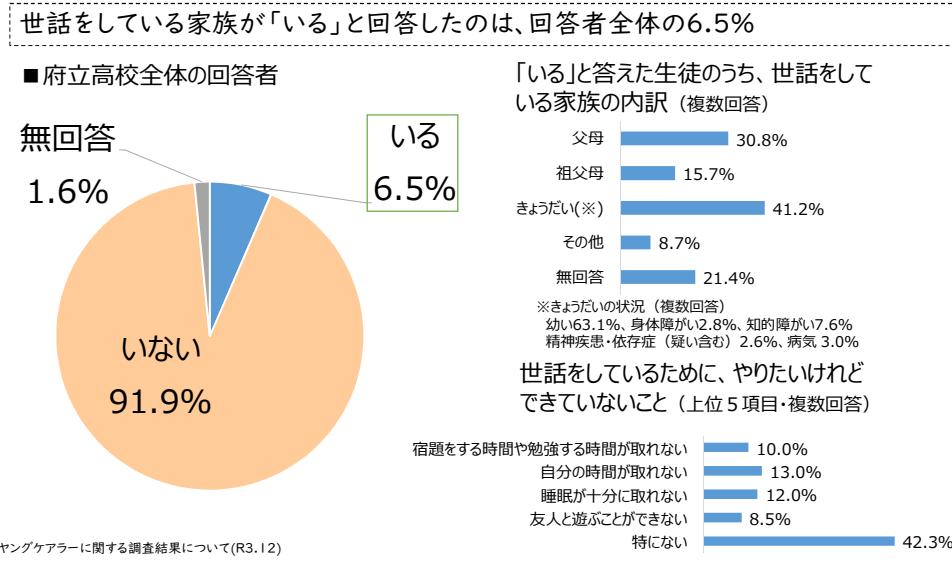
障がいや病気のある家庭の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果①(WEB調査)

【調査対象】府立高校生全員(102,630人)

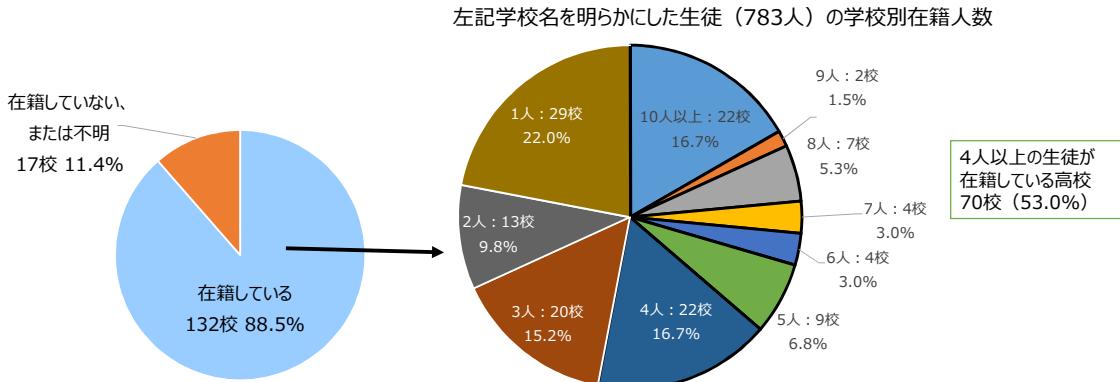
【調査期間等】令和3年9月3日～10月31日、回答者数:20,182人(回答率約19.7%)



府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果②(WEB調査)

世話をしている家族が「いる」と回答した生徒(1,312人)のうち、学校名を明らかにした者(783人)の在籍校は149校中132校(約9割)

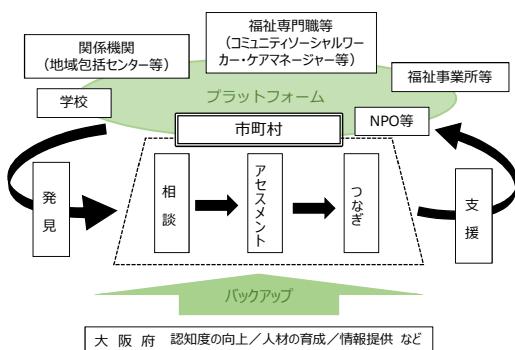
■府立高校全体の回答者



大阪府におけるヤングケアラー支援事業

子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り開いていくことがかなう社会の実現に向けて、ヤングケアラー本人の気持ちを尊重しつつ、必要なとき、必要な支援が届けられるよう、令和4年度から令和6年度の3年間を重点的な取組みの期間とし、府内関係部局・市町村等と連携し、取組みを進めていく。

	今後の方向性	具体的な取組み(案)
①社会的認知度の向上、早期発見・実態把握	地域住民や市町村職員、福祉専門職、教職員等の意識向上を図り、発見頻度を高めるとともに、ヤングケアラー自身の意識醸成を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー関連フォーラムの開催 市町村職員、福祉専門職、教職員向け研修 普及啓発用チラシ・リーフレット作成及び配布
②プラットフォームの整備	相談からの的確なアセスメント、適切な支援へ切れ目なく繋ぐことができるよう、地域の実情を踏まえた市町村における体制整備を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置やコーディネーター配置の働きかけ 市町村でモデルとなるような取組みを支援し、好事例を府内市町村へ展開 国で作成予定のヤングケアラー対応マニュアルの市町村への配布
③支援策の充実	既存のサービス・支援策により対応するほか、既存のサービス等では対応できない課題への支援策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等への実態調査及びヒアリング スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーの配置拡充 市町村のヤングケアラー支援体制の構築に向けた支援 ヤングケアラーを支援するNPO法人等の掘り起し



ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- Ø ヤングケアラーへの正しい理解を!
- Ø 世帯全体を支援する視点を持って
- Ø 福祉、介護、医療、教育など様々な関係機関との連携を!

